

まん延防止等重点措置区域と緊急事態措置実施区域について

参考資料

※令和3年5月19日時点

区域		まん延防止等重点措置期間	緊急事態措置を実施すべき期間
宮城県	仙台市	R3.4.5~R3.5.11	—
大阪府	大阪市	R3.4.5~R3.4.24	R3.4.25~R3.5.31
	その他の区域	—	
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	R3.4.5~R3.4.24	R3.4.25~R3.5.31
	明石市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	R3.4.22~R3.4.24	
	その他の区域	—	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	R3.4.12~R3.4.24	R3.4.25~R3.5.31
	その他の区域	—	
京都府	京都市	R3.4.12~R3.4.24	R3.4.25~R3.5.31
	その他の区域	—	
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、豊見城市、南城市	R3.4.12~R3.5.31	—
	宮古島市	R3.4.24~R3.5.31	
	北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	R3.5.1~R3.5.31	
	石垣市	R3.5.12~R3.5.31	
埼玉県	さいたま市、川口市	R3.4.20~R3.5.31	—
	川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	R3.4.28~R3.5.31	
千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市	R3.4.20~R3.5.31	—
	千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	R3.4.28~R3.5.31	
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市	R3.4.20~R3.5.31	—
	鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	R3.4.28~R3.5.31	
	横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	R3.5.12~R3.5.31	
愛知県	名古屋市	R3.4.20~R3.5.11	R3.5.12~R3.5.31
	その他の区域	—	
愛媛県	松山市	R3.4.25~R3.5.31	—
北海道	札幌市	R3.5.9~R3.5.15	R3.5.16~R3.5.31
	その他の区域	—	
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町	R3.5.9~R3.5.31	—
	高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町	R3.5.16~R3.5.31	
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	R3.5.9~R3.5.31	—
福岡県	全域	—	R3.5.12~R3.5.31
岡山県	全域	—	R3.5.16~R3.5.31
広島県	全域	—	R3.5.16~R3.5.31
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町	R3.5.16~R3.6.13	—
石川県	金沢市	R3.5.16~R3.6.13	—
熊本県	熊本市	R3.5.16~R3.6.13	—